

## 第6 結論

民法の成年年齢を18歳に引き下げることとは、18歳に達した者が、自ら就労して得た金銭などを、法律上も自らの判断で費消することができるなど社会・経済的に独立の主体として位置づけられることを意味する。国民投票年齢が18歳と定められたことに伴い、選挙年齢が18歳に引き下げられることになるのであれば、18歳、19歳の者が政治に参加しているという意識を責任感をもって実感できるようにするためにも、取引の場面など私法の領域においても自己の判断と責任において自立した活動をすることができるよう、民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。このようにして、18歳以上の者を、政治面のみならず、経済活動の場面においても一人前の「大人」として処遇することは、若年者が将来の国づくりの中心であるという国としての強い決意を示すことにつながり、若年者及び社会にとって大きな活力をもたらすことが期待される。

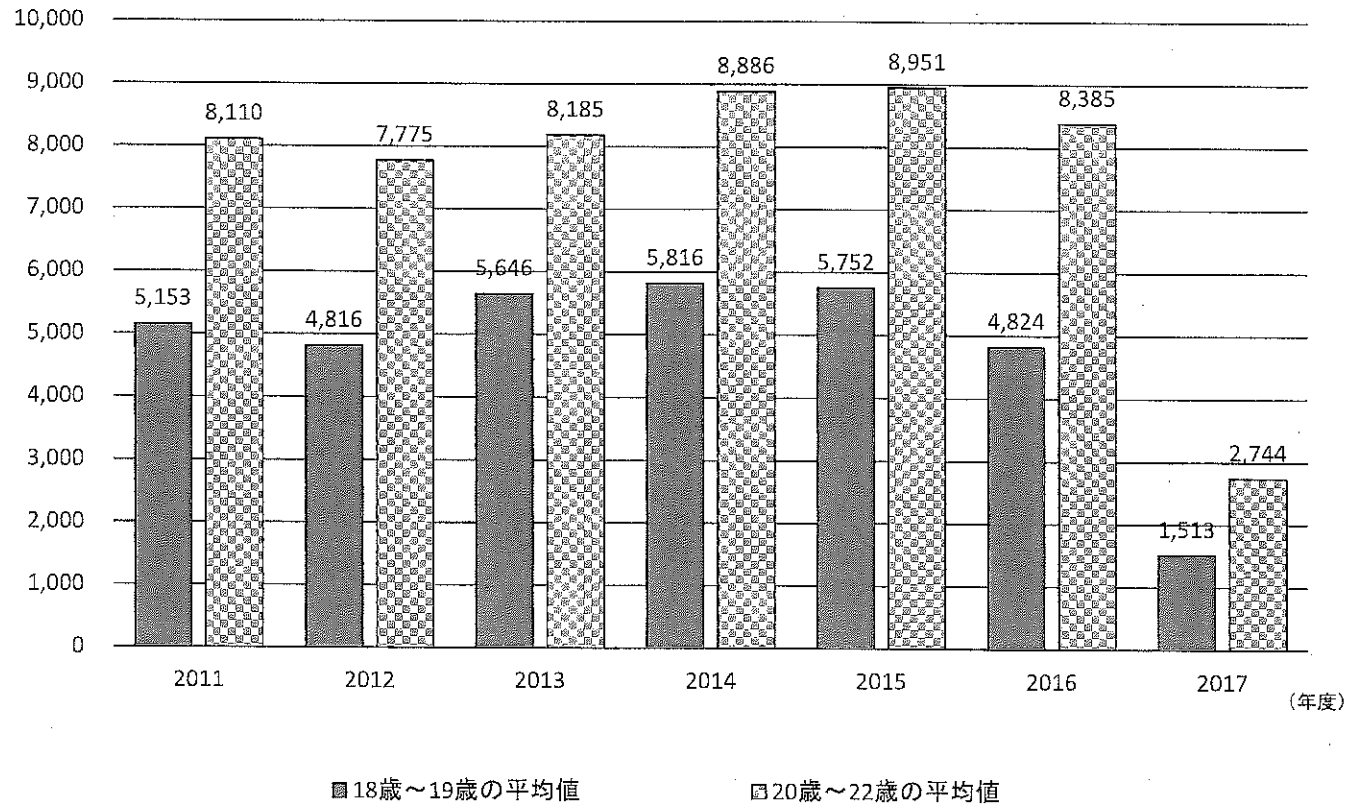
とはいえ、現代の若年者は「大人」としての自覚に欠けているという指摘があり、民法の成年年齢を18歳に引き下げれば自然にこのような問題が克服されるとは考えられない。また、民法の成年年齢を引き下げると、消費者被害の拡大など様々な問題が生ずるおそれもある。したがって、民法の成年年齢の引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。現在、関係府省庁においてこれらの施策の実現に向け、鋭意取組が進められているが、民法の成年年齢の引下げの法整備は、これらの施策の効果が十分に発揮され、それが国民の意識として現れた段階において、速やかに行うのが相当である。

そして、国民の意識を最も適切に判断できるのは、国民の代表者からなる国会であるということができるので、民法の成年年齢の引下げの法整備を行うべき具体的時期については、これらの施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度やそれについての国民の意識を踏まえた、国会の判断にゆだねるのが相当である。

出典：「民法の成年年齢の引下げについての意見」法制審議会総会決定（平成21年10月28日）より抜粋  
平成30年5月25日（金）衆議院法務委員会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）

# 1. (1) 契約当事者18歳～22歳の年度別相談件数(平均値)

(件)



※2017年8月31日までのPIO-NET登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。以下のデータも同じ。

出典：独立行政法人国民生活センター 相談情報部作成

「若者の消費者トラブルの現状」(平成29年9月14日)より抜粋

平成30年5月25日(金)衆議院法務委員会 衆議院議員 階 猛(国民民主党)